平成２５年（フ）第９２７号
神戸市長田区神楽町２丁目３番１号
破産者　神戸住宅開発株式会社
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５号
山口市小郡上郷2491番地の17
破産者　有限会社椹野設備工業所
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
大分県別府市石垣東５丁目１番18―1103号
ロフティ南石垣
破産者　亡岩本英治相続財産
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８８号
大分市里３丁目16番28号
破産者　合同会社キモトケアサービス
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目43番11号
破産者　株式会社山内土木
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２０２号
北海道上川郡東神楽町北３条東２丁目２番22号
破産者　ＴＮＫエコ企画株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９３号
旭川市旭町２条１丁目31―81　三共物産株式会社内、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市３条通４丁目515番地２ドアージ３条ビルＡ棟
破産者　株式会社三ッ友
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３６１号
東京都渋谷区恵比寿２―28―10秀ビル１階
破産者　株式会社エフビジョン
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目９番46号
破産者　株式会社建巧
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０号
金沢市駅西本町１丁目15番20号
破産者　本陣住宅株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６４８号
静岡市葵区鷹匠１丁目４番10号
破産者　有限会社フルノート
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
三重県松阪市駅部田町1355番地２
破産者　坂本　正昭
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第３１０号
香川県高松市木太町2856番地７
破産者　株式会社木岡商会
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９８号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目３番地２
破産者　丸文産業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９９号
福岡県大牟田市四箇新町１丁目３番地２
破産者　株式会社アグリサポート
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４４７号
静岡県沼津市岡宮1455番地の２　高尾コーポ202
破産者　坪井　利行
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
静岡県沼津市岡宮1455番地の２　高尾コーポ202
破産者　坪井　りさ
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
佐賀県唐津市町田４丁目５番18号
破産者　米倉　保則
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１０９号
佐賀県唐津市厳木町浦川内419番地
破産者　加茂　耕一
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３８３号
札幌市中央区南５条西17丁目２番26―106号
破産者　山本麻い子
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
札幌市北区北37条西７丁目３番33―103号
破産者　金子　和彦
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部